

第34回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年4月27日(木) 午後3時00分から午後4時10分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 8番 福村 正見
会長職務代理 5番 中井 悟
委員 1番 椿 新二 2番 山田 清隆
3番 向山 博 6番 安田 伸二
7番 親谷 隆 9番 高山 重人
10番 西元 道啓 11番 柳谷 要
12番 近藤 一祝 13番 天水さとい
14番 小川 秋人 15番 岩間 勇市
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定について
第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第8 報告第2号 山麓地区農業委員会協議会通常総会並びに研修会について
第9 報告第3号 後志地方農業委員会連合会通常総会について
第10 報告第4号 地区別農業委員会会長・事務局長会議について
第11 報告第5号 4月18日の強風に伴う農業関係の被害状況について
(追加)
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉
農地係長 上仙 知巳

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これから第34回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、7番 親谷委員と 9番 高山委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第33回の総会以降の諸般について、報告いたします。

- ・ 山麓地区農業委員会協議会総会及び研修会
- ・ 育苗施設安全祈願
- ・ 後志地方農業委員会連合会通常総会並びに地区別会長・事務局局長会議
- ・ 育苗施設出荷初日激励訪問
- ・ 平成29年度農事組合長会議
- ・ 蘭越ふるさと振興会総会

以上で諸般の報告を終わります。

事務局
(上仙係長)

日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。NO1からNO2について、一括上程します。事務局から説明をお願いします。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。平成29年4月27日提出、蘭越町農業委員長名。

その1、貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成23年7月6日から平成29年7月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日、通知年月日は平成29年4月20日、土地引渡の日は平成29年4月末日です。解約の理由は、経営規模縮小するため、返還するものです。

その2、貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成29年1月31日から平成39年1月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日、通知年月日は平成29年4月18日、土地引渡の日は平成29年4月25日です。解約の理由は、経営規模縮小するため、返還するものです。

議長

それでは、NO1からNO2について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

12番
(近藤委員)

番号1番ですけれども、内容については事務局説明のとおりです。契約は29年7月5日までとなっております。〇〇〇さんは〇〇の〇〇を受けております。そういうことでこの面積をそのまま3号議案の方で上程されており、次の方へ契約を継続することとなりますのでよろしくお願いします。場所につきましては〇〇より1km程入ったところにある〇〇〇さんの住宅の周りにある農地です。

5番
(中井委員)

番号2番ですけれども、〇〇さん〇〇さん〇〇でございます。この農地につきましては議案第3号にも上程されます。内容については事務局説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。本案は原案のとおり受理してよろしいで

しょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第1号については、原案のとおり受理することといたします。

日程第5 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1について上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成29年4月27日提出。蘭越町農業委員会会長名。

貸主は〇〇〇、〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、契約内容を変更し、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から平成34年12月31日までの6年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、契約内容の変更であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

それでは、NO1について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

5番
(中井委員)

内容につきましては、事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇から〇〇へ向かって行きまして〇〇さん宅が左にあり、〇〇の方へ入る道路がありその淵に農地がございます。よろしくをお願いします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第2号につきましては、原案のとおり決定し、許可することといたします。

日程第6、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1からNO8について、一括、上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成29年4月27日提出。蘭越町農業委員会会長名。

その1、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番地〇〇、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年6月1日、対価の支払期限は平成29年5月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、耕作者の希望により、農地を売却するものです。

その2、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年5月10日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を、貸し付けするもの

です。別紙、調査書をご覧ください。

その1、その2の〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その3、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年5月10日から平成34年5月9日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を、貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その4、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年5月10日から平成34年5月9日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を、貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その5、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年5月10日から平成33年11月30日までの5年間

です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その6、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年5月10日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は、田が〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。畑が総額で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その7、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年5月10日から平成30年11月30日までの2年間です。価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その8、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇

○さん、利用権の設定等をする者は、○○○番地○○ ○○○さん、土地は○○○番○○、田で○○○㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年5月10日から平成35年5月9日までの6年間です。価格は○○○円、10a当たりの価格は共済水張面積価格○○○円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

○○さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、○○さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長

それでは、NO1からNO8について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

12番
(近藤委員)

番号1番2番でございますけれども、まず1番の○○さんのと○○さんの売買ですが、昨年、この畑の売買があったのですが農地の中に公衆用道路として残っているところがあり、現況は畑となっているため、この度売買の申出があったということです。場所につきましては、○○さんの住宅から5、6百メートル程 入ったところにあります。NO2の○○さんと○○さんの件ですが、1号議案に出ていた農地です。今度は○○さんが○○さんに貸すこととなります。場所は先程説明したとおり、○○さんの住宅の周りです。以上、よろしくお願ひいたします。

5番
(中井委員)

3番から6番までを説明いたします。まず、3番です。○○さん○○さんの案件ですが、先程解約された○○さんの農地です。内容につきましては、事務局説明のとおりです。賃貸料は○○○円と若干安いのですが、これまでお金を掛けないで○○さんが耕作してきた経過にありましたが、これから○○さんがこの農地を大きくしたいということもあり、この額に設定したということでもあります。場所につきましては、○○さんの自宅の横になります。続きまして4番であります。先程解約された○○さんの農地でありまして、賃貸料は○○○円で設定理由は前件と同じであります。場所につきましては、○○さんが借りている農地の奥に入っ

ていったところにある一画であり、今までは牧草を採っていた農地ですがこれからは整地して水田になるということであります。内容につきましては、事務局説明のとおりです。続きまして5番でありましたが、〇〇さんと〇〇さんの案件であります。内容につきましては、事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇さんの住宅の山側の一角であります。続きまして6番でありませんが、内容につきましては、事務局説明のとおりです。引き続き〇〇さんが借りるということでありますのでよろしく願いいたします。場所につきましては、〇〇さんの住宅から〇〇の方に行きまして最後の一角になります。また、〇〇の〇〇、道路左右に2筆ございます。また、〇〇さんの住宅の道路左右に3筆ございます。よろしく願いいたします。

6番
(安田委員)

番号7番8番について説明いたします。まず7番ですが、内容につきましては、事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇さん住宅の周辺になります。8番ですが、内容につきましては、事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇さんの住宅の道路向いになります。よろしく願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。本案については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第3号につきましては、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

日程第7、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長)

報告第1号 平成29年4月13日付けで、〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇さんから、〇〇〇番〇〇について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議 長

日程第8、報告第2号山麓地区農業委員会協議会通常総会並びに研修会について事務局から報告願います。

事務局
(谷口局長)

4月7日に倶知安町で開催されました、山麓地区農業委員会協議会の総会と研修会について報告いたします。

出席は、会長と親谷委員、天水委員、西元委員、事務局から私と係長の2名、計6名で出席しております。総会の中では、平成28年度の事業報告、収支決算、監査報告をそれぞれ承認いただき、29年度事業計画案と収支予算案については、それぞれ可決されております。今年度の研修会については、京極町で行われることも確認されております。開催時期は先日事務局から連絡がありまして、8月18日の金曜日を予定しているということであり、正式に決定しましたら改めて皆様にご連絡いたしますのでよろしく願いいたします。

引き続きの研修会については、北海道農業会議の佐久間専務理事をお招きし、「最近の農業情勢と農業委員会業務の留意点」について説明いただきました。農業委員会改正法施工による農業委員会の組織・業務の課題では新体制後は農業者、農業関係者以外の者も含めて農業委員会が構成されるため、運営・活動事務処理等に関する必要な知識習得を早急に進めることが重要であり、各種研修会へ積極的に参加していただきたい。また、農業会議でも講師の派遣など現場の要望にこたえて対応したい旨の説明がありました。その他、TPP協定承認とアメリカ離脱による今後の動向や収入保険の制度導入、農業者年金の加入推進等について説明をいただきました。

その後、参加者62名によりまして意見交換会が行われ、終了しておりますのでご報告いたします。

議 長

今年の研修会の当番が京極町で8月18日に行われるということですので皆さんの出席をお願い申し上げたいと思います。

次に日程第9、報告第3号後志地方農業委員会連合会通常総会について事務局から報告願います。

事務局
(谷口局長)

4月12日に倶知安町で後志地方農業委員会連合会通常総会が開催されまして、会長と共に出席してまいりました。午前には役員会が開催され、議案審議とブロック別輪番制による役員の選出方法について協議をしております。ブロックは山麓ブロック・南後

志ブロック・北後志ブロックの3ブロックの輪番制とし、平成29年度の会長、副会長及び理事の選出ブロックの決定については、選考委員による選考か代表者によるくじ引きか非常に意見がまとまらなかったのですが、最終的には総会の中で「くじ引き」により決定したい旨を提案することといたしました。午後の総会において、各ブロックの代表者による「くじ引き」を行いまして、我が山麓ブロックは京極町の後藤会長が見事、一番最後に会長・事務局が回ってくる「くじ」を引き当てたということで、会長・事務局は北後志ブロックという結果になっております。輪番制による役員の選出方法については、別紙資料をご用意いたしましたのでそちらをご覧くださいと思います。総会の中では、それぞれ人事異動に伴う事務局長の変更などもありまして、一言ずつご挨拶をするということで私もあいさつをさせていただきました。今年度は、黒松内、蘭越、積丹、小樽の4名の事務局長が変更になっています。議事の審議については平成28年度の事業報告、収支決算、発展強化基金の積立状況が承認されております。その後、発展強化基金の処分が提案され、43万円を繰入れ、残額の57万円をそのまま積み立てるということで可決されています。平成29年度の事業計画案と収支予算案についても可決をされたところでございます。

議 長

次に日程第10、報告第4号地区別農業委員会会長・事務局長会議について事務局から報告願います。

事務局
(谷口局長)

後志地方農業委員会連合会通常総会に引き続きまして、地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、その中では、5月28日・29日に北海道選出国會議員要請行動と全国農業委員会会長大会がありまして、それに合わせて4区選出の国會議員（中村裕之氏）への要請集会も行われるのですが、その内容についての確認、後志から出た部分での確認、それらを承認しましたが、詳細の内容については、今後農業会議の理事会と常設審議会で検討し、当日に向けて整理していくということで確認をしております。また、5月10日に地方連の幹事会が予定されておりまして、その中でも要望書の最終的な内容協議を行う予定です。

ただ今、山麓協議会と地方連の総会の概要報告をさせていただきましたが、今年は7月に各町村の農業委員会体制が出そろうこととなります。7月下旬に各町村の総会が開催され、8月上旬に

は山麓協議会及び地方連の臨時総会が開催される運びとなります。役員を選出等、大変タイトなスケジュールの中進めていかなければならない状況になると思いますのでよろしく願いいたします。

議 長

ブロック別輪番制の関係で選考委員を設定するか、くじ引きにするかでかなり時間はとったのですが最終的にはくじ引きということになりました。とにかく北ブロックではくじ引きでやりたいという意見でありまして、用意もしてきていました。それが先行してしまった形となった。私としては選考委員を設定すべきと申し上げたのですがくじ引きになったという経過であります。結果は局長が説明したとおりですが、会長は北ブロックから出すということになり、山麓ブロックは一番最後に回ってくるということで輪番制が決まっておりますのでご理解ください。

続きまして、日程第11 報告第5号4月18日の強風に伴う農業関係の被害状況について事務局から報告願います。

事務局
(谷口局長)

4月18日午後6時現在の調査状況であります。水稲育苗及び園芸用のハウス被害が大きく、被害戸数は49戸、被害棟数は126棟、うち水稲育苗ハウスは75棟となっております。

また、被害の内訳ですが、ハウスのパイプ及びビニールの全壊は25棟、うち水稲育苗15棟、パイプ・ビニールの一部損壊は101棟、うち水稲育苗60棟となっております。

現在も精査中であり、把握しきれていない分等、増加することも予想される状況ですのでご報告いたします。

また、今回、特に被害が大きかった共和町と本町には、25日に道庁農政部生産振興局の支援担当局長が急遽被害状況の調査に来庁され、水稲生産者2戸の被害状況を視察されております。

なお、過去を振り返りますと、平成16年9月8日に台風18号の直撃を受け、424棟のハウス被害があり、うち111棟が全壊したという経過にあります。当時はメロン・トマトハウスの被害が甚大でありまして、9月24日に園芸連絡協議会から町長あてにハウス購入に係る一部助成に関する陳情書が提出され、それを受け9月30日の農業委員会総会で支援対策の内容を協議し、ビニールは農業者の自助努力によることとし、パイプ及び部品の購入費に対する助成措置を願うこととして10月8日付けで

町長に要望書を提出した経過にありました。

今回についても、JA生産組合等と連携を図り、情報収集しながらどのような対応がベストであるか早急に検討し、場合によっては臨時総会を招集することも視野に入れ対応したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

平成16年の時も甚大な被害だったのですが、どのような助成対応といたしますか、農業委員会としてどう対応したらいいのか、今、道の農政部が現地に来たり、また、農協の対応、生産組合の対応等含めて、農業委員会としてどう言う対応が良いのか、それぞれの団体の動き等を見ながら総合的に判断し、また、皆さんにもお集まりいただいて、農業委員会として町長へ要望していくという方向でいくべきではないかと考えておりますので、ご意見ございましたらお願いいたします。

1 4 番
(小川委員)

共済組合はなるべく早く支払いしたいところなんです、今、町の調査で126棟といたしましたが、共済に入っている人は6割くらいです。私が報告を受けているのは56棟だと思っています。共済は5班体制で後志全域を回っております。保険に加入している方はハウスの撤去費用も出ることになっています。加入していない方は今回の被害を考えると大変厳しい状況だと思います。

議 長

共済に加入している方はメロンやトマトの方がほとんどだと思います。水稻で加入している方は少ないと思います。

1 4 番
(小川委員)

水稻の方でも4月から6月までの短期間で加入している方は結構おります。そういう方でも同じく撤去費用から対象になります。

議 長

そういう方も含めて56棟ということですか。

1 4 番
(小川委員)

そういうことです。加入していない方は4割程おまして、その方の分は共済では把握しておりません。

1 番
(椿委員)

共済は共済として対応されると思いますが、農業委員会としては独自で町長へお願いして、どこまで支援してもらえるかはわかりませんが、独自性を持って要望すべきと考えます。

14番
(小川委員)

昨年、ハウスの被害にあわれた方で町の補助を受けて新しく建てたらしいのですが、その場合に共済の立場としては補助金を受けて建てるとするならば、出来れば共済にも加入していただきたい。そういうことで、今回被害にあわれた方にも加入推進していく予定です。

12番
(近藤委員)

平成16年の年、私がトマト生産組合長、また、メロン生産組合長と共に園芸組合として町長へ要望した経過があります。その当時、共済加入しているしていないと言う議論、農家自身が自己防衛し、本人が保険をかけてリスクを少なくすると言うことで取り組んでいる農家とそうでない農家があります。そういう状況を含め、支援内容は町の方で考えるべきであろうと思います。農業委員会としてはこれだけの膨大な被害を受けたことを踏まえ、町としてできる範囲の応援をしていただきたいことを要望するということが良いのではないのでしょうか。共済加入の件については不公平感を生まないように進めていただきたい。

15番
(柳谷委員)

公平性の確保の視点から共済加入している方としていない方の取扱いについて、局長はどの程度聞いていますか。平成16年の時、共済金の支給分を補助金から控除したと記憶しています。また、去年の湯の里、日出の時の基準、もう一つ、共済金は5年過ぎるとパイプについては評価が一定なのか。共済そのものが無いよりは良いが全損の人は大変な思いをされており、日比野さんは金額も大きかった。公平性の確保からどう対応したのかお尋ねします。

事務局
(谷口局長)

まず、平成16年ですが最終的には共済金から掛金分を差し引いた額を補助金から控除しております。また、去年の〇〇さんの件については、共済金相当額分というのを道の基準の中で示され、それを基に算定し控除しております。

14番
(小川委員)

ちなみに〇〇さんは推進に出向いて今年から共済保険に加入していただきました。

12番
(近藤委員)

ハウスの形状がそれぞれ生産者によって違う、平成16年の年は蘭越型でほとんど同じ形状であったと記憶しています。今はトマトのハウスでも生産者によって区々になっています。ハウスに

よってそれぞれ見積りも業者によって違うし、その辺をきちっと調べることも必要だし、本人の被害の申請で使える物も全部新品になってしまうようでも困ると思います。

議 長

非常に難しいが、どのくらいの年数が経ったハウスなのか、形状も含め検討する必要があるし、金額も大きくなるので判断も難しいと思います。いずれにしても、農業委員会としてはどこまで町が支援してくれるかは解りませんが被害に対する支援要望を早急に出すということで対応してはどうかと考えます。最終的に平成16年当時も町部局内部で精査をしながら対応した経過にありますから、我々が細かく要望するというのではなく、まずは助成をお願いしたいといことを文書でお願いするということがどうでしょうか。

15番
(柳谷委員)

ハウスも経年劣化しているのは事実だけれども、公平性の確保をしっかりと考慮していただきたい。

12番
(近藤委員)

建てて30年近いハウスも存在するし、町の振興作物助成というのは新しく作る生産者に対しての助成であるが、今、更新する場合も助成できないのかという話も出てきている状況です。

1番
(椿委員)

トマト、メロンは振興作物ということで助成されています。水稻ハウスについては助成がありません。被害があった時には共済金はあるかもしれないが全額自ら対応しなければなりません。その辺も加味しなければならないのかなという気がします。今回の場合は水稻の方が多いい訳であります。30年近いハウスもある現状でありますのでその辺も考えていただければと思います。

14番
(小川委員)

これからはとりあえず共済に入ってもらって、しっかり査定しますので、現在は10段階くらいの評価で行いますし、撤去費用も出るようになっていきますので、まずは加入していただければと思います。

事務局
(谷口局長)

参考までに付け加えますが、平成16年当時は被害の大小に関わらず、ビニールは農業者の自助努力、パイプと部品については町から50%を補助したということでそういう整理をした経過にあります。また、こうした考え方は農業委員会の中から要望をし

ております。

7 番
(親谷委員)

役場のほうで今回の被害の写真は撮ってありますか。

事務局
(谷口局長)

3 班体制で回って、その時に確認できた物は全て写真を撮ってあります。

7 番
(親谷委員)

そうでないと、先程から話が出ているように古いハウスで一部ダメになったら 1 棟分買った人もいるかもしれません。そうすると不満も出るかもしれませんので写真は必要と思います。

議 長

それでは、農業委員会で要望を出して、中身については町の方に任せて、前回の部分についても参考にさせていただいて助成をお願いするというところでどうでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

また、要望書を作って、臨時総会を開かないで代理と私で町長に提出してくるということによろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、本件はそのように取り進めさせていただきます。

議 長

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第 3 4 回農業委員会総会を終了いたします。

午後 4 時 1 0 終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩